

令和4年度 準中型免許取得助成事業 実施要領

令和4年3月10日
(公社) 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、各都道府県トラック協会の会員事業者が、新たに運転者として採用した高等学校新卒者等の若年者に準中型免許を取得させる際の支援を行う。

2. 予算額

9,870万円

3. 助成対象

以下の準中型免許取得のために指定自動車教習所等にかかる費用

- (1) 準中型免許の取得
- (2) 5トン限定準中型免許の限定解除

※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和3年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

4. 助成額

上記(1) 40,000円を上限

上記(2) 25,000円を上限

※上記助成額にかかわらず、会員毎に上限を20万円とする。

※運転者が個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

5. 実施期間

令和4年4月1日～令和5年2月28日

※上記期間内に取得したものであっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

以上